

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年六月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ邑久店

所在地 瀬戸内市邑久町尾張一〇五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市蔵王町六丁目二六一七

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

(2) 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九一二

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

(3) 名称 株式会社ヤマダ電機

住所 群馬県高崎市栄町一一一

代表者の氏名 代表取締役 山田 昇

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置

(変更前) 届出書添付図三一一配置図に記載のとおり

(変更後) 届出書添付図三一二配置図に記載のとおり

イ 駐輪場の位置

(変更前) 届出書添付図三一一配置図に記載のとおり

(変更後) 届出書添付図三一二配置図に記載のとおり

ウ 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書添付図三一一配置図に記載のとおり

(変更後) 届出書添付図三一二配置図に記載のとおり

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 五十六・五立方メートル

(変更後) 五十九・七立方メートル

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)

駐車場一 午前零時から午後十二時まで

(変更後)

駐車場一 午前零時から午後十二時まで

駐車場二 午前六時から午後十時まで

4 変更年月日

平成二十三年六月二十一日

二 届出年月日

平成二十三年六月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十三年六月二十一日から同年十月二十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課